

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和６年６月２０日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (１) 物品・委託役務の名称 | 東広島市立高屋中学校トイレ修繕 |
| (２) 物品・委託役務管理番号 | 18060042 |
| (３) 物品委託役務内容 | 東広島市立高屋中学校のトイレの洋式化等改修を行うもの。 |
| (４) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から令和６年９月３０日まで |
| (５) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市立高屋中学校 |
| (６) 予定価格 | 非公表 |
| (７) 最低制限価格 | なし |
| (８) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (９) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 修繕請負契約約款 |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和３年１月１日から令和６年１２月３１日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕＞備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和６年４月２２日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	令和6年6月20日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年6月20日～ 令和6年7月10日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年6月20日～ 令和6年6月27日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 学校教育部 教育総務課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0974 / ファクシミリ番号 082-423-7551 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和6年7月2日～ 令和6年7月10日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年7月8日～ 令和6年7月9日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年7月10日 午前11時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファクシミリ番号 082-431-0077

東広島市立高屋中学校トイレ修繕仕様書

1 修繕名

東広島市立高屋中学校トイレ修繕

2 履行場所

東広島市立高屋中学校

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで

4 概要

- (1) 既存便器の更新（給排水管の撤去・接続、モルタル等による和式便器設置場所の埋戻し等、関連する電気設備の整備を含む。）
 - ア 和式便器の洋式化 N=17基（（暖房便座）うち新館12基（コーナー便器））
 - イ 新館6か所手摺撤去（モルタル補修含む）
- (2) (1) に伴い既設トイレットペーパーホルダーの撤去・再取付
- (3) (1) に伴い屋外便所トイレブースのドアを外開きに変更（鍵の取替を含む。）

5 使用材料、数量等

別紙「東広島市立高屋中学校トイレ修繕参考数量書」のとおり。

6 作業位置図

別紙「修繕箇所及び現況図面」及び現況写真のとおり。

7 使用材料の仕様及び作業上の注意等

- (1) 本業務の実施前に現地調査を行い、作業内容及び工程等について発注者の承諾を得ること。
- (2) 業務の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として業務完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本業務の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (3) 本修繕の実施に当たっては、この仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した建築工事標準詳細図（最新版）及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編）（最新版）に定めるところによる。
- (4) 本修繕は、電気工事士法（昭和35年法律第139号）その他関係法令を遵守して実施すること。
- (5) 本業務の実施に際し、対象施設の構造、劣化状況等により、(3)、(4)の基準を満たすことが困難な場合は、発注者との協議による。

(6) 本業務履行に当たり、以下の参考図面について閲覧可能とする。

・施設台帳

(7) その他

項目	内容
第三者委託	業務履行に際して、作業の一部を第三者に直接委任し、又は請け負わせようとする場合は、極力、東広島市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注すること。
工事期間・作業時間	・工事は月曜日から土曜日で行い、原則日曜日は休工とする。 ・作業時間は9:00から17:00までとする。 ・作業の実施に当たっては、作業内容及び工程等を学校に説明し、調整を行うこと。
配管設備工	・床面コンクリートを研り取り、既存衛生器具を撤去・解体する。 ・解体後は、鉄筋を敷設し、コンクリート又はモルタル等で補修するとともに、既存タイルと同等品を設置する。 ・衛生器具の設置箇所に適した配置で、給排水管を敷設し、既存配管と接続する。 ・給水用配管は水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管（HIVP）を使用すること。 ・排水用配管は硬質ポリ塩化ビニル管（VP）を使用すること。
衛生設備工	別紙「参考数量書」に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。設置の際は、衛生器具メーカーの設置基準、施工要領（施工説明書等）を遵守し、必要に応じて技術的助言及び支援を受けること。
電気設備工	・暖房便座用の配線は天井内配線とし、天井引下部をメタルモールにて保護すること。 ・コンセントは防水コンセントとし、設置高は300～400mmとする。 ・コンセント用配線は、必要に応じて既存分電盤にブレーカーを新設し、配線すること。
その他	・既存トイレブースを内開きから、外開きに変更する。その際、利用者や他の建具等に影響が無いよう「戸当たり」等を設置すること。

8 事前見学等

修繕対象施設の事前見学をできる限り行うこと。事前見学は、事前に発注担当課に申し出た上で、令和6年6月26日までの発注者が認めた時間帯において見学すること。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。（質問書提出期限：令和6年6月27日）

9 その他

(1) 本修繕の実施に際し、受注者は履行場所の施設の運営に支障をきたさないように配慮すること。また、施設内あるいはその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合又は与える恐れがある場合は、速やかに発注者及び学校

- 管理者に報告を行うとともに、対応を協議すること。
- (2) 本修繕の実施期間中は、十分な養生・安全対策を講じ、履行場所に設置されている建築物、工作物、その他既存設備、備品等に損害を及ぼした場合は、速やかに発注者に報告を行うとともに、受注者の責任と負担により原状復旧すること。
 - (3) 受注者は、本修繕の実施に当たり、修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。
 - (4) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
 - (5) 本修繕において、作業員の安全に十分配慮すること。
 - (6) 本修繕の実施に当たり、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
 - (7) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと、原則本修繕に関する全ての箇所を復旧し、設備等は使用可能な状態にすること。
 - (8) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
 - (9) 修繕に当たっては、関連する法規等を遵守し、諸手続きが必要な場合は受注者が責任をもって代行すること。
 - (10) 本修繕において発生した産業廃棄物の処分は、関係法令を遵守して適切に処分すること。

10 問い合わせ先

(1) 発注担当課

東広島市教育委員会 学校教育部 教育総務課 施設安全係

電話（082）420-0974（直通）

ファックス（082）423-7551

(2) 修繕対象施設

東広島市立高屋中学校

東広島市高屋町中島760番地

電話（082）434-0011

東広島市立高屋中学校トイレ修繕

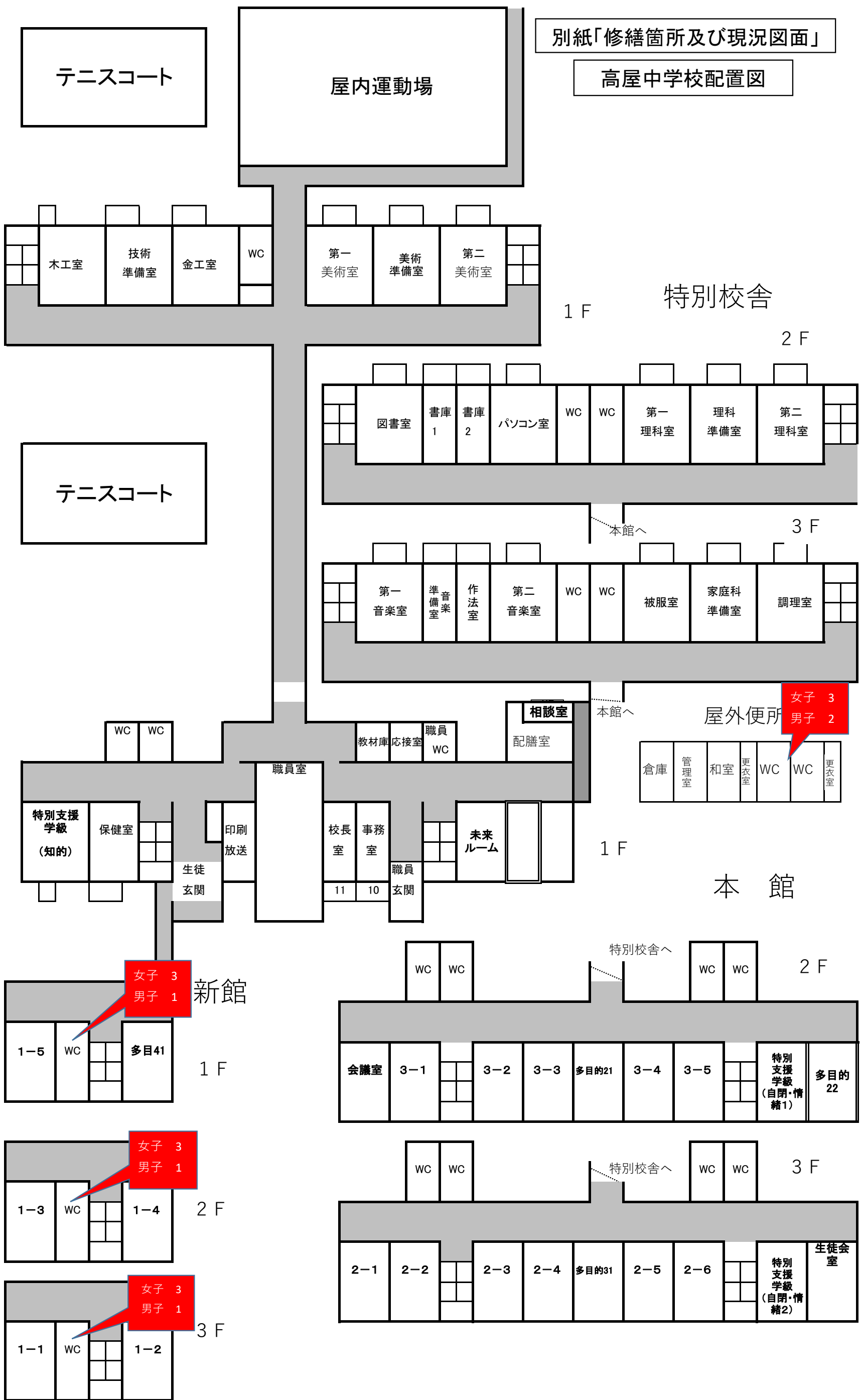
参考数量書

東広島市立高屋中学校

名 称		数量	単位	単価	金額
雑工事	養生仮設費	8	ヶ所		
雑工事	既設器具撤去	17	ヶ所		
雑工事	撤去材運搬処分費	1	式		
屋内給水配管	給水配管 25A	17	ヶ所		
屋内排水配管	排水配管 75A	17	ヶ所		
床改良工	はつり工事	17	ヶ所		
床改良工	モルタル埋め戻し、タイル仕上げ	17	ヶ所		
衛生器具設備工事	腰掛便器 TOTO CS494J同等品	5	台		
衛生器具設備工事	フラッシュバルブ TOTO TV565CP同等品	5	台		
衛生器具設備工事	コーナー便器 TOTO CS510BM+SS510BABFS同等品	12	台		
衛生器具設備工事	暖房便座 TOTO TCF116同等品	17	台		
衛生器具取付工	腰掛便器取付	17	ヶ所		
衛生器具取付工	紙巻器取付（既設再利用）	17	ヶ所		
改造工事	トイレブース扉改修費	5	ヶ所		
改造工事	天井点検口取付、補修	8	ヶ所		
改造工事	手摺撤去（切断部もれ外補修）	6	ヶ所		
電気工事	電源工事（塩ビモール、防水コンセント）	17	ヶ所		
諸経費	諸経費	1	式		
小 計					
消費税等					
合 計					

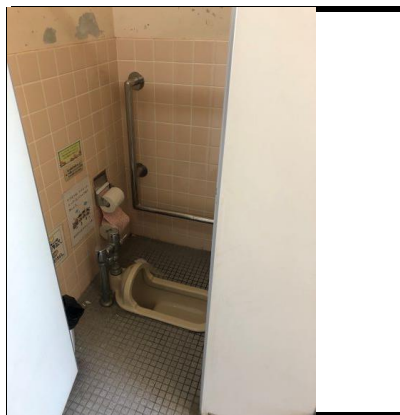
別紙「修繕箇所及び現況図面」

高屋中学校配置図

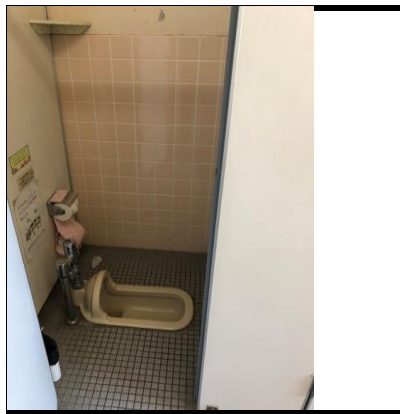


現況写真

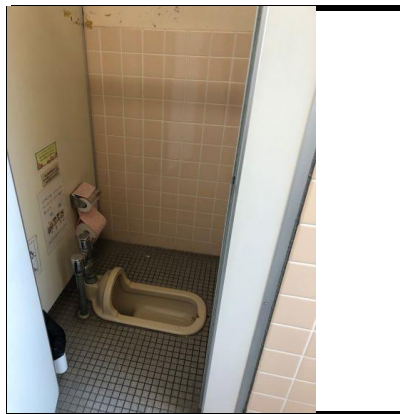
新館1階女子便所1



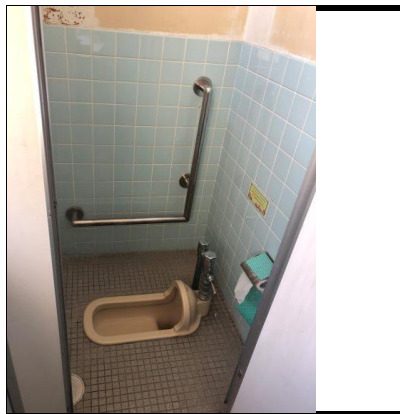
新館1階女子便所2



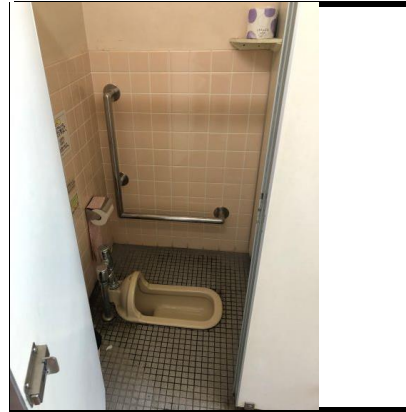
新館1階女子便所3



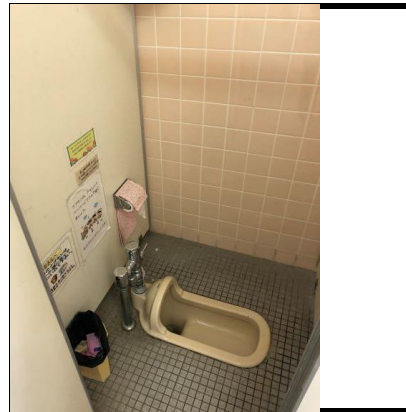
新館1階男子便所



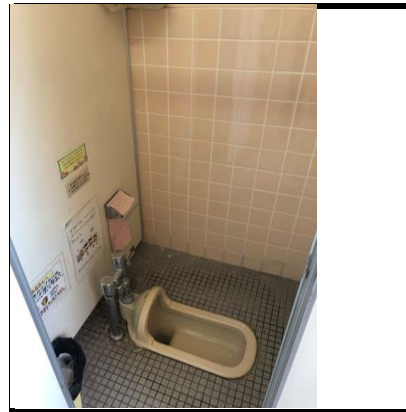
新館2階女子便所1



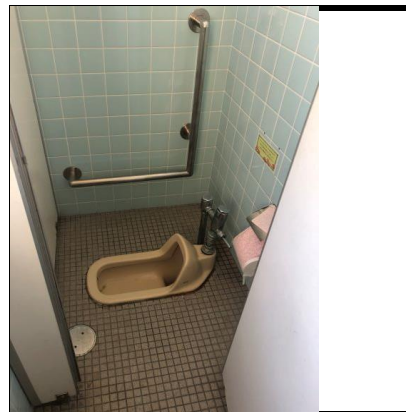
新館2階女子便所2



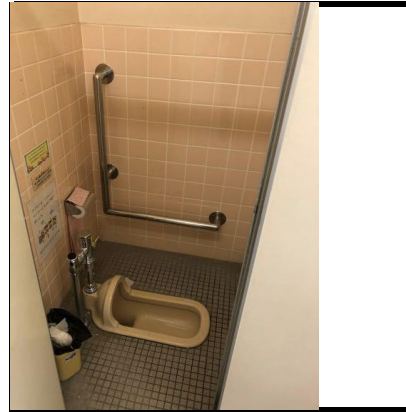
新館2階女子便所3



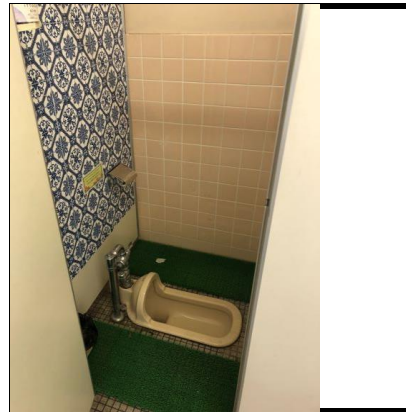
新館2階男子便所



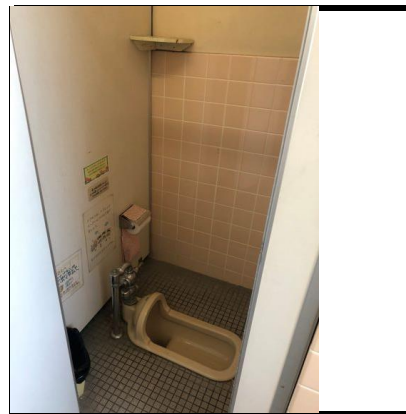
新館3階女子便所1



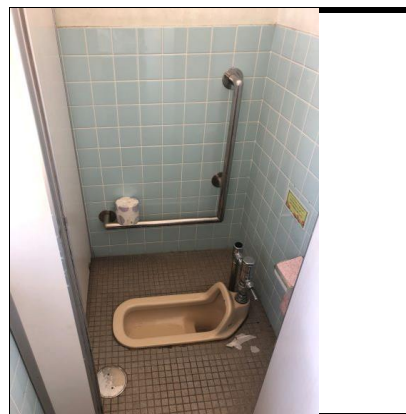
新館3階女子便所2



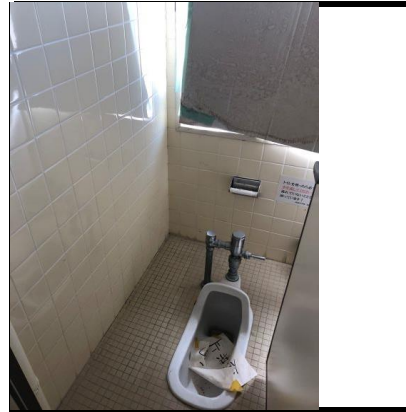
新館3階女子便所3



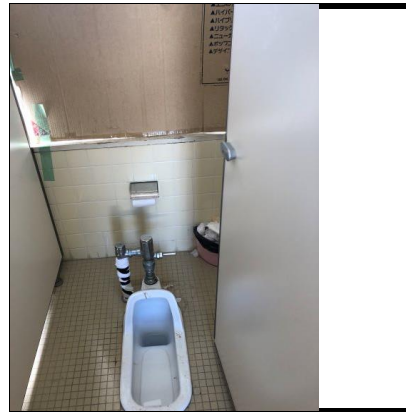
新館3階男子便所



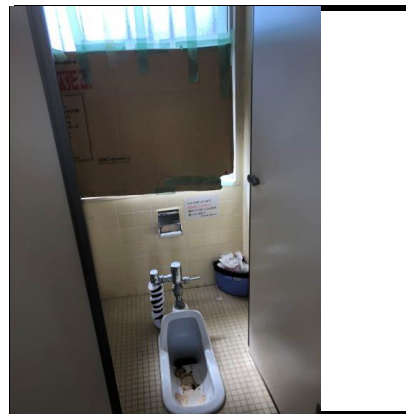
屋外女子便所1



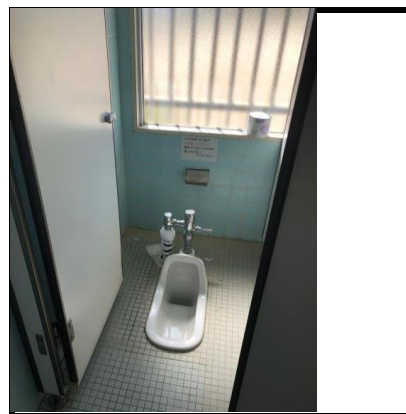
屋外女子便所2



屋外女子便所3



屋外男子便所1



屋外男子便所2

